

(2) 山形県空手道連盟倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県空手道連盟(以下「本連盟」という。)理事総会の議決に基づき、その自覚と責任を持ち、本連盟関係者が一体となって、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、空手道の振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定める。

(所掌)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 本連盟及び本連盟役職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 前号に規定する本連盟関係者について、本連盟の定款、規約、関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事総会へ報告すること。ただし、事実確認等は加盟団体に依頼できるものとする。

(委員)

第3条 委員は、本連盟理事、本連盟加盟団体役員及び学識経験者の内から理事総会が選任し、会長が依嘱する。

2. 委員は、5名以内とする。
3. 委員のうち、本連盟理事は3分の2を超えてはならない。
4. 委員の任期は、依嘱日より開始し、4年とする。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 委員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長1名及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2. 委員長は議長となり、会務を総括する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

(本連盟関係者の遵守事項)

第5条 本連盟関係者は次の行為をしてはならない。

- (1) 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等を行うこと。
- (2) 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを行うこと。
- (3) ドーピング及び薬物乱用を行うこと。
- (4) 賭博行為、違法な金銭の授受などの社会的規範に照らし合わせ不適切と認められる行動または暴力団などの反社会的勢力と関わること。
- (5) 本連盟内・外の金銭の横領、施設・用器具等の購入などに関わる贈収賄行為、不適切な経理的指導又は監査。
- (6) 本連盟内・外における不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供。

- (7) 通報・相談窓口の利用を理由とした不利益となる取り扱いや嫌がらせ行為等。
 - (8) 法令や本連盟の諸規程、処分等に違反すること。
 - (9) そのほか、各号に準ずる不適當な行為。
2. 本連盟関係者は社会倫理に反する行為の予防を徹底しなければならない。違反した本連盟関係者に対しては厳正に必要な措置をとるものとする。
 3. 指導的立場にある者と選手との関係の在り方については、相手の立場を尊重し、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるものとする。
 4. 本連盟及び加盟団体は経理規程等に則り適正な経理処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。不正行為が認められた場合は厳正に必要な措置をとるものとする。
 5. 本規程に掲げられた事項以外においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

(会議)

第6条 委員会、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会を招集するときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
3. 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。
4. 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
5. 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。
6. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。また当該本連盟関係者から、文書又は口頭による説明、若しくは関係資料の提出を求めることができる。
7. 委員会は、原則として非公開とする。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を遅滞なく理事総会に報告しなければならない。

(議事録)

第8条 委員会は、審議の経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(不遡及の原則)

第10条 この規程は、施行後発生した事案についてのみ適用する。

(改廃)

第11条本規程の改廃は、理事総会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。